

平成 29 年 3 月 9 日
厚生労働省

毎月勤労統計の指数の基準時更新及び季節調整値の改訂等について

1 基準年の変更に伴う指数の改訂について

平成 29 年 1 月分速報公表時から、各指数の基準年を平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）に更新しました。平成 28 年 12 月分までの指数については、平成 29 年 1 月分以降と比較できるように、平成 27 年平均が 100 となるものに遡及改訂しました。なお、平成 28 年 12 月分までの増減率については遡及改訂しません。改訂後の指数で計算したものと一致しないことがあります。

基準年の変更に伴う指数の改訂とは、指数の基準年を西暦年の末尾が 0 又は 5 の付く年に変更する改訂のことをいい、5 年ごとに行うものです（指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日総務省告示第 112 号）に基づく）。

2 季節調整値の改訂について

賃金、労働時間、常用雇用の各指数及び入職率、離職率の季節調整値については、通常、前年の 1 月分から 12 月分までのデータが確定した後に、それらを基に再計算を行い、季節調整値を作成している全期間に渡って遡及改訂（季節調整替え）し、1 月分速報と同時に公表しています。今回も上記 1 の指数の改訂に併せ、1 月分速報において過去全期間に渡り季節調整値の改訂を行いました。概要は別紙 1 のとおりです。

3 改訂後の長期時系列データ等について

改訂後の長期時系列データについては、一部を政府統計の総合窓口（e-stat）に掲載しています。

（http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001011791）

また、月次の実数原表及び指数原表についても同ページに掲載しています。

4 表章産業の変更について

平成 29 年 1 月速報分から平成 25 年 10 月に改定された日本標準産業分類に基づくものとしています。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成 28 年以前の結果と単純に接続させる扱いとします。(注)

(問い合わせ先)

厚生労働省政策統括官付参事官付

雇用・賃金福祉統計室企画調整係

TEL 03-5253-1111 内線 7609,7610

直通 03-3595-3145

(注) 表章産業の範囲は、「O819 幼保連携型認定こども園」の新設に伴い、「O 教育, 学習支援業」、「P 医療, 福祉」、「P85 社会保障・社会福祉・介護事業」の範囲に違いが生じますが、影響は大きくないものと考えられます。